自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	2.03	0.16	0.08	0.007
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	2.03	0.16	0.08	0.007
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	4.48	0.23	0.11	0.009
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	7.06	0.16	0.08	0.007

第四十一条第一項第七号及び第八号を次のように改める。

七　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第５号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.63	0.024	0.15	0.005
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であってイに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.15	0.005
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.63	0.024	0.24	0.007

八　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち第６号の規定の適用を受けるもの以外のものは、新規検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車又は小型自動車	0.88	0.037	0.23	0.009
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.23	0.009
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	0.88	0.037	0.36	0.013

第四十一条第一項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一　ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち第９号の規定の適用を受けるもの以外のものは、完成検査等の際、別添42「軽・中量車排出ガスの測定方法」に規定するWLTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離１km当たりの排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

自動車の種別	一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
イ　専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、小型自動車又は軽自動車	1.15	0.10	0.15	0.005
ロ　車両総重量が1.7t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	1.15	0.10	0.15	0.005
ハ　車両総重量が3.5t以下の普通自動車又は小型自動車であって、イ及びロに掲げるもの以外のもの	2.55	0.15	0.24	0.007
ニ　軽自動車であって、イに掲げるもの以外のもの	4.02	0.10	0.15	0.005